

統一

第百八十二號

目次

天 晴 地 明 (承前)

日蓮聖人の勤王に就て

日蓮主義と細民救済

法 華 經 講 演 集(續)

報 道 廣 告 等

大僧正 本多日生

雷 正 鷗 田 堯 惇

子 爵 五 島 盛 光

本 多 日 生

天晴地明 (承前)

本多日生

六 世法とは何ぞや

然らば世法とは如何なるものであるか。之を廣義に言ふならば、宇宙法界の有りとし有らゆる森羅萬象は、皆これ世法で。先に引いた所の「是ノ法ハ法位ニ住シテ世間ノ相常住ナリ」の文は。此の廣義の方面より、世法なるものを教へたものである。

之れを狹義に言ふならば、世間の政治や道德や、殖産興業の如きものを言ふことになる。此の狹義の方面から教へたのが、法華經法師功德品の

諸ノ所説ノ法、其ノ義趣ニ隨テハ、皆實相ト相違背セズ。若シ、俗間ノ經書治世ノ語言、資生ノ業等ヲ説カンモ、皆正法ニ順ス。

と云ふ文である。「諸ノ所説ノ法」とは總じて世法を示したのである。「俗間經書」とは、人道倫理の如き即ち徳教を言ひ。「治世語言」とは、治國の政治法律の如き

を言ひ。「資生業等」とは、殖産興業等の人事百般の業務を言ふので。是れらの諸の世法は、皆實相と調和し法華の教へと違はざるもので、即ち皆法華經と一致融合するとの意味である。

世間には、上人が立正安國を主張し王法佛法の冥合を説くが如きは、皆是れ世に迎合するのだと言ふものがある。此等は上人の言動が今引いた如き經文を根拠として起つて居ることを知らざる一種の妄評である。

上人は「實相ト違背セズ」と云ふような、謂ゆる諸法實相の開顯主義より見て。世間の事相國家の存立、生存の競争等、世相人事に皆意義あることを認められたのである。されば太田抄(二〇六七)には

新春の御慶賀自他幸甚々々、抑も俗語(法)、眞諦(相)ノ中ニハ、勝負ヲ以テ詮ト爲ス、世間出世ニハ、甲乙ヲ以テ先ト爲ス歟。

と仰せられて。是れらの見地よりして、法華の意義を能く心得たるものは、又能く世間の事相が解るといふので之を天晴地明と仰せられたのである。

七 救済の中心目的

法華の意義を根底として主張せる上人の主義は百般の人事に就ても皆法華開顯の妙旨、諸法實相の眞意を以て、悉く是れに生命を附與し、日本より世界に及び個人より人類に及び、所謂十界皆成で、各方面を救済するのであるが。此の個人、人類、國家に於いて、何れを救済の中心目的とせられたかといへば國家を救済するが中心であつて。即ち救済の目的の中央本隊は國家で、右翼は個人、左翼は世界人類である。それだから上人活動の初めが安國論となつて顯はれたのである。此の安國論中に尤も明白に國家中心の意義を示されて居る。

夫れ國は、法に依て昌へ、法は人に依て貴し。國亡び人滅せば、佛をば誰か崇む可き、法をば誰か信ず可き哉。先づ國家を祈つて、須らく佛法を立つ可し(三八四)

とある。これは國が昌へなければ、佛敎も興らず、随つて個人も世界も助からない、先づ國家からして之れと仰せられたのに依て、大理想の存する所が窺はれるのであります。王法とは國家の力、佛法とは法華經主義の正明なる感化と神祕より來る無限の靈力とである。そこで上人の理想を分解して見ると。法華經の感化と靈感とに依て、王法を扶け。王法の威力を以て統一主義の法華經を扶け。二者相依り相扶けて、國家の目的と佛法の目的とを達せんとするので、上人の考へでは、此の國家の目的と法華經の目的とは全然同一なりと認められたのである。

人間の方のみを待みて此の法華經主義の感化と靈感の偉大なる力を忘るゝは、甚だ好ましからぬ文明と言はねばならぬ。さればとて、宗教萬能を夢みるは賛すべきにあらず、羅馬法皇の如くに、頑冥固陋なものに成つては無論有害である。教育なども、今日の如く妄りに宗教を疎外し教育の目的と一致する宗教を認めざるは尤も好ましからぬことである。

八 王法佛法の目的

上人の目的は。佛法の上に於ては、彼方には阿彌陀

を盛り立て、行かねばならぬといふのである。

それから又下山抄(二五八〇)には
國も助かるまじ、人も又佛にもなるべしとも覺えず。

と當世の状態を慨げかれたので、この文に由るも、國家を中心とせられた事が明白であります。即ち第一は國家で、第二が個人の成佛である。此の下山抄は、上人が身延山へ退隱せらるゝ時の御製作で、若しも上人の考へが老爺でも婆さんでも一人なり二人なり救へば宜いといふ個人的であるならば、決して身延へは引退し給はない。國家を中心として萬年盡未來際まんねんじんみらいがいの救済を理想し、此の大事を包藏せられたればこそ延山千仞雲深き處に退かれたのである。三大秘法抄(二〇五三)に
王法、佛法に冥し、佛法、王法に合して。王臣一同に本門の三大秘密の法を持ちて、有徳王覺徳比丘の其の乃往を、末法濁惡の未來に移さん時。勅宣並に御敎書を申し下して、靈山淨土に似たらん最勝の地を尋ねて、戒壇を建立すべきものか。

が控へて居るとか、此方には大日が威張つて居るとか、其の外散漫なる神佛が澤山あるといふ如な、汎神思想の情落して多神分裂に流れたる病見を開顯して、統一の本佛を顯はし給ふたので。殊に東洋の如き亂雜散漫なる宗教に對し、此の汎神的思想の中に統一を見るは、最も大切なる事で、上人は夙に此處に着眼し、此の統一的本佛を奉じて、日本並に一閻浮提の衆生を救ひ給ふのである。

それから次に、王法の上に於ては、内には億兆一心の忠良なる國民の結合に依りて、大義名分を明にし。外には、優越せる民族を以て日本を中心として世界を靈化し、宇内列國に對して、六合照臨の徳化を及ぼすの主意で、これ實に帝國の天職を道破せられたのである。

上人が、佛法の本來の目的と、帝國の天分たる目的とは、世間出世間共に其の意を一にせるを確信し、非常な熱誠を以て主唱せられたのである、即ち

一は、靈界の本佛を奉じ。

一は、王法の天皇を頂き。
 共に王法佛法相扶け、旭日天に冲して四表を光被とするの大活動を起さんとするのである。如上の上人の意見を御遺文に依て少しく證明せんに先づ汎神思想の統一に就ては、日眼女抄(二八三二)に
 釋尊は天の一月、諸佛菩薩等は萬水に浮々影也。
 と言ひ。

法華經を以て世界を救ふに就いては。報恩抄(二五〇)に

日本乃至漢土、月氏、一闍浮提に、人ごとく有智無智をさらはず、一同に他事を捨て、南無妙法蓮華經と唱ふ可し。

と仰せられ
 國家の上に大義名分を明かにするに就ては、上野抄(二四九五)に

日本國の男女の數四十九億九萬四千八百二十八人候へども、皆一人の國王の家人なるが如し。

の先兆の優曇華に値へるなるべし。
 と言はれてある。これらは靈化を以て、世界に光被するの理想を示めされたのである。

已上は、唯適切と思ふ一二の文だけを擧げたのであるが、之を要するに、佛法の方面に於ては、法華經に依りて。

汎神思想の統一と。
 日本並に世界を救ふ事とを。

理想し。王法の上に於ては、
 内に、大義名分を明にし。
 外に、帝國の靈化を及ぼす事を。

理想し。之を以て世間出世間通して、何よりも大切な事と認め、王法佛法共に同一の意義を以て進んで居るのである。されば、上人が、「立正安國」といひ「知法思國」(二昨日抄六八八)

と言ひ、又、「天晴地明」と仰せられたは、何れも王法と佛法とを并べ擧げてあつて、上人の言動は常に此の二者を分離せざることを示して居るのである。

孝子、慈父の、王敵となれば、父を捨て、王にまゐるは孝の至りなり。

富城抄(二〇七三)には
 昔より今に至るまで、王法に敵を爲し奉るもの、何者か安穩なるや。狗犬か獅子を吼れば、其腹破れざるなし。修羅が日輪を射れば、其箭還て其の眼に中らざる無し。

と云つて、王法の權威を明にせられて居る。
 對外的に帝國の天職を明すに就ては。初心成佛抄(二六八一)に

此の大白法を信じて、國土に弘め玉は。萬國に其身を仰がれ。後代に賢人の名を留め玉ふ可し。

神國王抄(二三五三)に
 我日本國は、一闍浮提の内、月氏漢土にもすぐれ、八萬の國にも超へたる國ぞかし。

教行證抄(一一二五)に
 上行出させ玉ひぬ、結要の大法亦弘まらせ給ふ可し。

先日藤崎博士から送られた年賀状には、
 松高ければ藤長し、源深ければ流遠し。
 といふ聖人知三世抄(二三三三)の御語を引いてありました。博士の御引きになつた御考へは解りませんが、私の考へるところでは、王法佛法并び進むの思想で、「松高ければ」と「源深ければ」とは、法華經をいひ、「藤長し」と「流遠し」とは世法を指したので。天晴地明の文と稍同一であると思ふ。

九 上人の警告
 斯の如くに、上人の御考への中に於ては、法と國とは目的が一である。然るに當時の有様といふものは、世を救ふべき佛教は皆謬亂に陥り。又王法の状態はとせば、北條氏が政權を擅にし四代の間の帝位を左右するが如き逆惡を極めて居つた。此の不祥なる國家の状態に憤慨せる上人は。此の一大事を默視して居る僧俗に對して、身命を惜まず、諫曉を爲し誠告を與へられた。即ち太田抄(二三三三)に

日本久しく暗夜と爲り、扶桑終に他國の霜に枯れ

んと欲す。

下山抄二五七段に

天下第一、先代未聞の下統上出来せり。

等と呼ばれたのは、皆是れ上人が愛國忠君の熱血の進ばしる所である。そうして前席に小笠原子爵の御違べになつた如な、非常に激しい諍争となつた次第であります。

上人の考へよりすれば、唯だ日本が武力や政權ばかりで世界へ臨むのは、真に日本の天分と使命とを自覺したもので無い。どうしても大徳教を根底として推し進まねばならぬといふのである。譬へば伊勢の大廟に致しまして、吾等臣民の國祖を祭れる處であるからして之を崇敬すべきは勿論なるが深遠なる意義の存する所を考へ來らず、又之を大に發揮することを知らずして、淺薄なる事で日本臣民のみならず世界萬國の人民をも歸敬せしめんとするが如きは、私の甚だ感服し難き所であつて、衷心より思想の満足と與ふる所以であるといふと思ふ。此の間に於ける日本建國の大精神

一層明了するであらう。是れらの事を詳く説明するとは最早や時間が許さないから、謹んで上人の御文章を拜讀する丈に止めて置きます。

先づ、法界を大觀しては、一念三千抄に二〇〇に

天台の所釋に、一色一香無非中道と釋し給へり。

此の時は十方世界皆な寂光淨土にて、何れの處をか彌陀藥師等の淨土と云はん。是を以て法華經に是法住法位世間相常住と説き給ふ。

と説かれ。

吾人の本質に關しては、當體義抄九八八に

法性の妙理に、染淨二法あり。染法盡して迷と成り、淨法盡して悟りと成る。其證據は法華經に云ふ、是法住法位、世間相常住と。

示し。又總勸文抄二九〇〇には

佛の御判とは實相の印なり。本の故にも父子、末の故にも父子なり。父子の天性は本末是れ同じ。

と教へ。

や眞價値や、萬國趨歸の大本源等に至つては、日蓮上人の聖訓に聞かなければならぬであらう。日蓮上人が日本國に出られたのは、實に感謝すべき事で、決して日蓮宗なんといふ單に一宗一派の事柄でなくして、眞に感謝を捧ぐべきは、我が大日本國自身なのである。上人一代の言動は、人間精神の最後を支配する宗教が紛亂し。従つて國家の大義と天職とが隠れて居るから、法華經の感化と靈感とに依つて之を發揮したので。此の大理想は、觀心本尊抄に、

十 諸方面の應用

一 閻浮提第一の本尊此國に建つ可し。と示され、此の中に汎神思想の統一と國家の靈化との兩義を含有して、茲に無限の熱誠と絶大の理想とを籠めて「天晴地明」の語が顯はれ來つたのである。

佛陀の實在に關しては。立正觀抄(一〇三七)に

禪宗は、滅度の佛と見る故に、外道の無の見なり。是法住法位、世間相常住の金言に背く僻見也。

と云ひ。

教法の顯說に關しては開目抄(七八三)に

法華經方便品の略開三顯一の時、佛略して一念三千心中の本懷を宣へ給ふ。始の事なれば、ほとゝぎすの音を、ねをびれたる者の、一音さへたるがよりに、月の山の端に出でたれども、薄雲のをほへるが如くかすかなりしを云云

總勸文抄(二九〇〇)に

佛の御判とは、實相の印なり。印とは判の異名なり、餘の一切經には實相の印なし、正本の文書に非ず。全く實の佛なし、實の佛なきが故に夢中の文書なり、淨土なきが故なり。

十法界抄(二九二)に

無始の本佛を知らざるが故に、無始無終の義缺けて具足せず、又無始色身常住の義なし。但し是法

住法位世間相常住に説くことは未來常にして、是れ過去常に非ず

と示されてゐる。

行法の開顯に關しては、四條抄(二二八七)

に南無妙法蓮華經と唱へて、正直に方便を捨て但だ無上道を説くと信するを、諸法實相の開會の法門とは申すなり。

與檀越某書(二七一八)に

御みやづかひを法華經と思召せ、一切世間の治生産業は皆實相は相違背せずとは是れなり。

と示し給ひぬ。

已上は、宇宙、吾人、佛陀、教法、行法、の五大教義に就て、何れも實相の經文を應用して解釋せられた一例を示したのであります。

尙此の外人事百般の事にも、之を應用せられて居る戰爭に關し又は、四條抄(一八九九)に

薩兵聞者皆陳列在前の文も法華經より出たり、若説俗間經書、治世語言、資生業等、皆順正法とは

五節句の時も、南無妙法蓮華經と唱へて悉地成就せしめ候。佐入

この様に、人事百般の日常生活の上にも自在に應用せられて居る。

十一 天晴地明は一句萬了の格言

上來御話しいたしました如く、宇宙、吾人、佛陀、教法、行法の五大問題にも、人事百般の事態にも、悉く法華の開顯主義は應用せられて居りますが。然し、主として、前に論じました如く、王法佛法の冥合に於て、大に開顯主義の光輝を放ちて居るのであります。これらの高遠絶大なる意義が、法華經の諸法實相の開顯主義に依て、悉く體達し得らるゝから、之を一句萬了といふので、而して又此の開顯主義の深意が、悉く天晴地明の一句に含まれて居る。されば天晴地明の語は、一句萬了の格言と信するのであります。

(完)

是れなり。

人の死に關しては、上野抄(二〇五二)に

是法住法位世間相常住とて、世間のならひとして三世常住の相なれば、なげく可きに非ず、をどろく可きにあらず。

人の誕生に關しては、月滿抄(六七二)に

若童生れさせ給ひし由承り候。目出度覺え候。殊に今日は八日にて候。彼れと云ひ此れと云ひ、所願しをのさすが如く、春の野に華の開けるが如し然れば、いそぎ々々名をつけ奉る、月滿御前と申す可し。一今の月滿御前は生れ玉ふて、うぶごえに南無妙法蓮華經と唱へ玉ふ歟、法華經に云く諸法實相と

五節句の事に就いては、秋元抄(六六七)に

殊に五節句は、いかなる由來、いかなる所表、何を以て正意としてまつり候べく候やと。夫れ此事は日蓮委く知ることなし。然りと雖、粗意得て候一切世間の治生産業は皆實相と相違背せずとも

日蓮聖人の勤王に就て

(天晴會第十例會に於て講演)

僧正 脇田堯悖 講演

先き頃は私は本會の講演に於て、上人主張の日本國の大號に就いて少しく卑見を陳述いたしましたが、これは上人の勤王論の總論とも見るべきものであります。今回會員諸君より御依頼によりまして、上人の勤王論の一部を御話いたさうと思ひますが、實は私の勤王論は、古い話して既に日露戰爭當時には、上人の勤王論を書いた小冊子二三萬部を軍隊其他へ配布した位であります。

元來日蓮上人は古今の宗教家中に稀れなる愛國家で而して亦勤王家であつた、上人の御遺文中、論目を設くれば澤山ありますが、勤王論は殊に注目すべきものゝ一條である。

上人の勤王論は、皮相的な淺薄なものでなく、その源泉は、上人が尊信して居られる所の法華經ものを

基礎として、遠く深く而も高大に、法華色讀の活動上に表はれ來つたもので、之れを上人の遺文を諸方面より参照して説明すれば大に趣味深きことであるが、これは又後日に申上げることとして、本日は眞の筋道だけを講じます、

諸君、試みに我國の歴史を掃いて、六百餘年の昔に遡つて見ますならば、世は武術專制の北條時代であつて、所謂「陪臣國命ヲ執ル」の世の中で、天下の生殺與奪の大權は北條氏の獨り擅にする所であつて、君臣の大義亡び冠履倒置とでも稱すべき昏亂の時代であつた、畏れ多くも、萬乘の至尊を御一人ならず御二人ならず、御三人と二皇子までを遠竄し奉りしことは北條九代の歴史上の事實でありませす、

所謂承久の亂に當り彼れ北條義時が、三天皇二皇子を島流しにし奉つたことは、後世忠義の志士をして「北條氏の事我れ之を言ふに忍びず」と悲痛の涙を漣がしめ「指斥馮怒其の凌辱を極め萬乘の尊を視ること嘗に孤豚の如きのみならず」と憤慨せしめたるも尤もな次第

とか、極樂寺とかいふ様な、彼の五山等の寺々の名僧知識だとか何とかいふて威張つて居た僧侶輩は如何であつたか、是れまた徒らに權門に阿附して寺塔を立派にし寺祿を増殖するを知るのみにして、賊子亂臣に媚ふるに汲々として 天皇陛下の在すことを知らぬ。

實になさけない談しであるが、彼の承久の役に際し一人の身を挺して、北條氏の大逆無道に對し、君臣の名分大義を正すもの、無かつたのは事實でありませしよ

世間の史學者は申して居ります、我國の武門政治中北條九代の如き程、政治が善く整頓して行届いたものは無いと、成る程、泰時の如き人があつて、北條式目等を制し、司法、立法、行政とでも云ふ可きものは、萬事よく整頓して居つて、若し之を半面の事實から見れば、武門政治としては此の政府程立派なのは、無かつたかも知れぬ、

然しながら更に其の半面を觀たならば、北條九代の歴史程、大逆無道を極めたものはあるまい、諸君試み

第で、誰か當年の歴史を掃くもの此感なからんやである、實に臣下の分齊として君上に反抗するのみならず之れを凌辱し奉り、之を遠竄し奉り、遂に天涯孤島の邊、父子相見る能はず居幽四の御悲みの裡に崩御あらせ給ふといふに至つては、大逆無邊此に極まれりといふの外はない、苟も日本の國民として忠君の心あるものは史を讀んで承久の記事に至りて涙潸然として巻を活はさぬものはあるまいと思ふ、

然るに、その當時の日本臣民は唯北條氏の恐るべく、尊むべきことのみを知つて、天皇陛下の在すことを知らず、當代の學者なるものは如何であつたかといへば、是亦曲學阿世の徒のみであつて、一人の起つて君臣の名を正し、君臣の大義を論じて北條氏の大逆無道を誡むるものがなかりしのみならず、寧ろ皇軍が錦旗を翻して、賊徒を討罰せんとしたまふを見ては、動もすれば「天皇御謀反」とでも書きこつた學者のみであつた、然らば當時の人心を支配し、又北條家の歸依を得て居つたところの、建長寺とが圓覺寺とか、光明寺

に「大日本史」を掃き見よ、大日本史百九十四卷の將軍家臣列傳に、北條義時の事を記して極力筆誅を加へてある、所謂春秋謹嚴の筆といふべきである、それを一寸朗讀いたします、

承久三年七月、九條帝を廢し、後堀河帝を立つ、上皇を隱岐に、土御門上皇を土佐に、順徳上皇を佐渡に流す、並に雅成瀨仁二皇子を流す、義時、外忠厚を示し、内極めて陰狡、既に頼家及び其三子を弑す又宗室河野全成等を弑す、實朝の弑又義時の意に出づ、而も躑身詭秘、人其端倪を窺ふ能はず、承久闕を犯す以後に及び、天子を廢立し、大臣を進退し、世其家より出づ、攝政以下惣有るに至り、其直を質す、國家の大柄悉く鎌倉に歸す、元仁元年近習の刺す所と爲る、歿年六十二(原漢文)

これを一讀しても、夫の北條義時なるものが、如何なる人物で如何なる事を爲したかといふことが明らかに判る、流石は不出世の賢君たる水戸黃門義公が、一代の碩學名儒を集めて、畢生の心血を漣いで編纂した歴史

史だけあつて、漢文にすれば僅々百四十餘字であるが、斯る簡潔な文章中に、其の事實を盡して居る、そうして、義時の人と爲りを論ずるに「外忠厚を示し内極めて陰狡の」文字を以てし、其の行爲を論ずるに「蹤跡詭秘人其の端倪を窺ふ能はず」と言へるあたり、殊に詭秘の字を用ゐたなどは頗る適切で、此の詭の字はいつわりといふ字で、人に知れないように悪い事をするといふ字だ、是等の文字は尤も能く義時の性行を斷じ盡したるもので、所謂寸鐵人を殺す的の文字である實に彼れ義時の奸悪、暴逆、強梁跋扈なることは我國の歴史あつてより以來空前の事實である、又絶後の事實といふてよからう、

北條氏は此の如き行爲を以て専政武斷の政治を施し來りたる政府である然るに其の當時の臣民たるもの學者たるもの、一人の起つて君臣の大義を正すものが無かつたのは即ち一人の勤王家が無かつたと言はねばならぬ、頼山陽が「即ち公卿たる者、平時は朝廷の上に趨踏し、天子の爵秩を取り以て天下に驕り、而も此際

に及び未だ嘗て一策を書し以て危難を救はず、袖手傍觀し以て其の爲す所に聽す」と慨歎したような有様であつた、實に世道頹廢、君臣の大義名分は紊亂の極に達した時代である、

今日より當時に溯りて眞面目に公平に歴史を書いたならば、一篇の禽獸史を書くより外仕方がない、とも人間の歴史は書くことは出来まい、

當時鎌倉五山等の大山巨刹の僧中に、勤王思想を有せるもの一人位は有りそうなものだが、一人として無かつたのだ、無い所を見ると却つて、承久の役に、義時の凱旋を見ては、丁度日露戦争の當時に陸海軍の大勝利を祝ふたように、北條の館邸へ罷り出で、大軍勝利武運長久御繁昌萬々歳などとチベツカ的に、唐茄子頭を振り立て、勝ち祝ひを述べたに相違ない、之を要するに當時の鎌倉五山等の僧達は、夫の北條氏の權勢に媚びる阿諛的宗教家の集合體であつたのだ、それだから一人の勤王思想を有するものが無い筈である、

然しこれは又考察し來れば、無理ならぬ譯で、彼等が平生信仰する所の宗教その物に勤王愛國の淵源となり根底となるだけの教理を備へて居らぬから仕方がない、亦北條氏とても善惡混同的の禪宗や、他方厭世の淨土宗のような宗教でなければ尊信しない、若し大義名分主義の法華經の如きを信仰すれば、北條氏は亡びて了ふからである、

茲に至ると諸君にも眞面目に考へて貰はねばならぬ宗教といふものは閑人の閑事業で、何でも關はぬといふ様に思ふて居るものがあるが、大變な間違だ、元來宗教は人心を支配するものであるから、一朝事あるの時には事實に現はれて來るのである、されば自己が信仰を托する宗教といふものは、餘程よく其の教理是非善惡を研鑽せねばならぬのだ、

此の北條氏の時代に當りて、日蓮上人は如何なる態度を取居たか、上人は單刀直入大聲疾呼して君臣の名分、君臣の大義を唱へて止なかつた、茲所は能く聞いて貰いたい、上人が弘安三年正月廿七日御認、秋元

太郎に賜つた書御には、

日本國二代始てより既に謀反のもの二十六人、第一は大山の王子、第二は大石の小丸、乃至第二十五人は頼朝、第二十六人は義時なり、と言ふて居る、夫れからまた、弘安四年四月二十二日の御認め承久御書には、其の末文中に正々堂々として君臣の大義名分を論じて居る、それは、

昔より今に至るまで王法に敵を爲し奉るもの何物か安穩ならんや、近くは我朝代始りて人皇八十餘代の間大山の皇子、大石の小丸を始めとし二十餘人王法に敵をなし奉れども一人として素懷を遂げたるものない皆首を獄門に懸けられ骸を山野に晒す、關東の武士等或は源平或は高家等、先祖相傳の君を捨て奉り伊豆の國の民たる義時が下知に従ふ故に、かゝる災難を出來するなり

と言ふてある、以上の二書を見るならば、上人の勤王思想は善く解る、夫の威權赫々たる北條氏に對し毫も忌憚する所なく、斯くまで手ひどくやつ付け、義時を

指して謀反人呼ばはりをして、伊豆の國の土百姓だと云ふて居る、關東の武士等又は源平、又は高家等の臣民が、祖先以來世々頭に戴く尊き神系一統の天皇陛下の凌辱に逢ひ給ふのも捨て、顧みず、唯偏に逆臣義時の命令指圖に従ふて居た冠履倒置なる當時の事情を忌憚なく露骨に道破して、君臣の大義名分を論じられたのである、此の如く正々堂々として、君臣の大義名分を唱論したもの、六百餘年の當時に當りては、日蓮上人の外は一人も無いのである、

此の如くに時の執權職北條氏を指して土百姓、謀反人呼ばはりをして之を筆にも口にも盛んに主張し、多くの門下權越、其の外有縁の人々の間に傳播せられたのであるから、是れでは北條氏たるもの黙て視て居る譯には行かぬ、そこで日蓮上人を無きものにしようとしたのは無理はない、夫れのみならず、上人としては北條氏を亂臣賊子を叱咤するの外、一方には、四個の格言を以て當時の諸宗の人法を攻撃して居る、それだから讒訴が始つた、即ち其の時の讒訴者は、國賊の律

宗と、亡國の眞言と、天魔の禪宗と、無間の念佛宗等の、夫のオエツカ的の宗教家等であつた、特に名分論大義論、即ち勤王論の如きは、北條氏の尤も禁物とせるところで、阿諛的宗教家が藉て以て讒言を構へる口實とするには、尤も便利なるものである、されば奇貨措くべしとして彼等の讒言が、是れに乗ずる所以で、上人が一代の間大小の御法難に逢つたのは所以なきに非ずである、

嘗て福地櫻痴居士が、日蓮記といふ脚本を書いたが其の中に上人の勤王思想に氣が附いて、之を書き入れたのはサスガは感心である、此の當時は櫻痴居士に一つの忠告をしたことがある、それは君の脚本では、上人の行動が始め勤王に起り、中頃も佐渡に流されて順徳天皇の陵に涙を振つて、皇室の式徴を愾くのだから至極よいが、終りが北條から下げた宗旨弘通の免許狀を貰つて酒盛をして喜ぶことになつて居るのはマダ、ア、アレでは全然、上人の性格を破してしまふ、又ッンな上人でもない、あれは最後には日蓮上人に京都弘

通を依頼した上人の勤王思想を描いた方がよい、さすれば首尾一貫すると忠告したが、あの仲間へ這入て見ると種々な事情があるものと見へて、情實に制せられ改めるところが出来なかつた、併し其の後僕の處へ日蓮記五冊に歌舞伎座の一等切符とを附けて持つて來た所を見ると、マンガラ僕の忠告を反故にしようと思ふ考へでも無つたかも知れぬ……それからア、月天子が梅の梢に降り來つて上人と問答をする處で光明を放つ所は、あれは僕の親戚に硝子屋があつて、僕が其れに工夫をさせ電氣を應用したのだ、今日では劇場で電氣を應用するのは何でもないが、あの時分には一寸困難したのだ、

少し話しが傍へ外れたが、凡て世の中に強いものは正義である、如何に專制武斷の威權赫々たる北條氏でも、正義を倒すことは出来ない、日蓮上人は、日本國の聖人、末法の大導師である、孔子は天、徳を我に經す桓桓、それ我れを奈何といふた、孟子は、我れ四十にして心を動かさず、浩然の氣を養ふといふたが、實

に日蓮上人は至大なる其の浩氣、至大なる其の道徳、至大なる慈悲、至大なる氣魄がありませす、そうして正義公道に依りて直言直筆するのであるから、北條氏といへども如何ともすることは出来ぬ、龍の口にて首刎んとしたが「誰知白刃臨頭夕、有此廣宣流中年」で、その頭に臨みたる秋水は段々に折れて依然として『我此土安穩』で、日蓮上人の正報そのものも安穩であつた、是れは正義にはどうしても勝つことの出来ないものである所謂威武も屈する能はずといふものである、吾れは六百餘年の昔、日蓮上人あつて、盛んに勤王論を主張せられたればこそ禽獸史が人間史に價上げられたので、此に至れば、日蓮の主義を奉ずるものだらうが、亦是奉せざる他教徒であらうが、日本國民全般は我々の祖先が禽獸史の中に入らんとしたのを、日蓮上人があつて、人道を維持したから、幸ひに人間の仲間入りをする事が出来たのであるから、日本國民たるものは、日蓮上人に對して、謹んで感謝の意を表せんければなるまい、

夫の頼山陽が徳川氏の治下に處して、皇室の衰替を慨き、日本外史や日本政記を著はして、相門武門を貶し皇政回復論をなしたのを以て、世間の學者等は、山陽を讀めて、能くも夫の時世に居りて夫の論をしたものだといふが、成程一往尤な邊もある、然れども之を日蓮上人が六百年前に、現に武威赫赫たる北條氏に對し忌憚なくやられた此の御書に比したならば如何である、彼れの議論は、織田豊臣氏に對ては随分其の短處を直言するが、徳川氏に對しては捉まらぬ様に巧みに一條の逃路を開いて婉曲の筆を回わして居る、故に家康に對しては「天ノ公ヲ成ス所以乃チ是ニアリ」とか、「嗚呼其ノ長ク天下ヲ有テ今日ノ盛業ニ基ヒスル所以ナルカ」などといふて徳川氏の天下を取りたるは天命の歸する處、自然の勢であるなどと甘くやつて居る、是れでは頸の座も無い筈である、

日蓮上人は、正々堂々として單刀直入正面より攻撃をなして、君臣の名分大義を論じ勤王論を唱へられた彼れと是れとは其の時勢の難易、同日の論でない、一

日蓮主義と細民救済 (接前)

法學士子爵五 島 盛 光

九 日本に於ける救恤制度

我國今日の社會状態を見ざるに、歐米に於けるが如く救貧問題の研究の急務を見ないようですが、然し文明の進歩と共に、貧富の懸隔は益々甚しくなるに違ひないと思ふ、其の證據には、我國には山陰地方とその他の島國の如き、未だ鐵道便のない交通不便の地方は、金持と申しましても、他に比して少いかかりに、極貧といふ者は無いと云ふ有様で、先づ資産が平均して居りますが、都會は之に反して、貧富の懸隔が甚しきことは争はれぬ事實であります。

我國の歴史を見るに、泰西諸國と異なる點は、上に聖天子、名宰相、其の他良將篤志家等があらまして心を民政に用ひられ、機に望み時に應じて適宜の處置を取りて、夫れ々々仁慈を施して居りますのと、又細民と申しましても、泰西諸國と比ぶれば、生活はいく

度此の短篇の御書を拜讀するならば、山陽の外史も政記も敢て珍とするに足らぬ、固より一儒者の文章議論を以て、本化の言語文章に比するは、甚だ不倫の畏れあるけれども、世間の人々が唯山陽の勤王論あるを知つて、六百餘年前の昔、既に已に眞誠の勤王論をなしたる日蓮上人の御書あるを知らぬものがあるから、併せて論評して置くのである、

法華經を淵源として根底として起つた深遠高大に顯れた上人の勤王論は、天下後世に光を放つものであるが、後年また上人の門下にも幾多の勤王の士を出し、特に彼の藻原山の日周上人が出群の勤王を爲し南朝正統論を主張したるが如き、又彼の承久の亂に佐渡に順徳天皇に御伴を爲して参りたる遠藤日得の孫たる日滿上人が、勤王の志篤くして、勤王家日野中納言の骸を収めたるが如き、皆以て日蓮上人の勤王論を承繼したものである、上人の勤王論に就いては此の外猶論すべき點もあるが最早時間なき故、他日を期するこ

(未完)

らか樂にあらうと思ひます、偶々窮困状態に多數の者が陥りしといふは、天災地變の爲めに原因するものが多い様であります、然し鰥寡孤獨を憐み貧を救ひ窮を賑はすといふ事も、亦古より王者の政と稱せられ、其他備荒儲蓄の道を講じ、隣佑相救ふの制を立てたるなど、歴史上異彩を放つた所であります。

十これより我國の救恤制度の主要を述べ様と思ひます、天災地變とか、或は凶歉に際し、或は疫癘などが流行するの時、鰥寡孤獨の者に對して、一定の賑恤救助を爲されたことは、上代にも屢々ありました、殊に顯宗天皇は、易間に御育ちになりましたから、百姓の痛苦を能く御存じになり、能く心を御用ひに相成りました、聖徳太子は、佛教を信せらるゝ所より庶民に對し慈悲を垂れさせられたは、普く諸君の知るところである、崇峻天皇の御世には四天王寺の建立といひ、又施薬院、悲田院、療病院、敬田院等の救済事業があらました。

齊明天皇の時には、仲大兄皇子が東宮にあらせられ

て、鎌足公と共に土木事業を起し之を以て救済事業に充てられたことがあまらず。

孝徳天皇の御世には、僧道登が、宇治河の流が急で
行旅の者が、大に難儀をするところより、橋を架設し
ました。

天智文武の兩帝の時より、唐制に倣はれて、義倉
の制を立てられた。

元明天皇の時には、和銅を試した者があつた所より、
之を國家の祥瑞とせられ、高齢者、鰥寡孤獨者などに
賑恤せられた事があまらず。

聖武天皇また、心を民の賑恤に用ひられしのみなら
ず、光明皇后が千人の垢を拭ひ去るべきことを心願せら
れたる逸話があり、その他、孤兒の收養、疾病貧
困者を救済せられたことがある、此の當時は朝野を通
じて、慈悲救済の事業に志すものが多くあまらず。

仁明天皇の皇子が、盲目であらせられたので、これ
が爲め、盲人救済の事が起りました、是が我國盲人階
級を興へるの初であまらず。

た、其時正成之を聞き、そは病者か老人か、父母や妻
子があるかと尋ねた、然るに二十歳の獨身の若者だとの
答を聞き、正成大に怒り「斯る輩を惠まば天誅我身に
降らん早く之を活罰せよ」と言はれた、甚だ味ふ可
き事と思ふ。

又東山時代から御徳政と稱しまして、救恤の眞意を
誤り、徳政とは、活却の田島や質物を悉く元の所有主
に還すことの意に用ひられた、これは北條時代に始ま
り東山時代に至つては弊害も甚しくなつた。

應仁の亂より天下麻の如く亂れ、仁政と見る可きも
の少かつたが、上杉謙信大に民生撫育と備荒施設に心
を用ひ、織田氏又民政に心を用ひ美濃近江の境界にて
老婦を慈みたる事、又南蠻寺に困窮者を收養し、其の
他仁慈の事少くはあまらず。

豊臣秀吉が、常に戦争に出て居る兵士の家族遺族の
救済に心を用ひたること、及び加藤清正の部下及び窮
民を撫恤したることは、法華經を體讀したる人として
は左あるべき事と信ずる。

又行基菩薩が出て、道路を改修し、橋梁を架し、河
川を開き、公共慈悲の行に盡されたる事は、御存じの
事であまらず。

和氣清麿や其の姉の廣蟲も大に慈善事業に盡され
た。

桓武天皇の朝には、小野岸守が、續命院七字を建立
し行旅病者を養ひたること、淳和天皇の皇后が棄兒を
收養せられたことがあまらず。

醍醐天皇の御代にも、行旅病者の救済が
あります。

次に市聖の稱を博したる空也聖人が疫病流行の際に
盡力せられ、俊乘坊重源が凶荒に際して救恤を爲し、
北條泰時が、飢饉の救済を爲し、北條時宗が、貧民療
舎を設け、沙門忍性の如きも慈善事業に盡されました。

次に特筆すべきことは、最近學說に主張せらるる、
惰民を轉じて勤勞の民たらしむるの主義を、楠正成の
口より聞くに至つては、大に尊敬を拂ふ可き事と存
じます、正成が河洲を治めたる事は、人の能く知る所
であるが、或る時貧窮者があつて、里正より救済を請ふ

徳川家康は三百年の基を開きし程で、仁治の治蹟も
多いが、後來の改政者も意を常に仁恤救済に用ひた
り又各藩の名君賢主も、我が領民を視ること、慈母の子
に於けるが如くであつた。

徳川幕府の救済事業としては、溜の制が有名であ
り溜りとは、逆罪已下の犯罪者で、獄中重病に罹りたる
者の内救療無宿行旅病人の救療、無宿輕罪者處刑濟の
者の一時救護等を取扱ふ所で、淺草と品川に設けられ
た、これは五代將軍家綱の時代である。

阿部忠秋は、老職にありし者なるが、棄兒を撫育し、
保科正之は疾病亡者に對し救済を爲し、池田光政は熊
澤蕃山を顧問となして救恤に勉め、又武間の篤志家と
しては、須川入徳の如きは歸化人であつたが、盛んに
施療をやつた、水戸義公は心を民政に用ひ療病院施設
を爲し、日蓮上人と同じ様な馬の話が
あります。

前田綱紀は名君であつて、最近思想の事業救済即ち
防貧行政に盡された、其の功蹟は、今日石川縣に片端
新田の遺蹟の存するを見ても解るが、加るに非人清光

の事なども大に感心いたしました。

此の時代に佛教が衰へたる爲めか、僧侶に是等の救濟方面に働きたる人が、寥々たること曉天の星の如くなるは甚だ残念に存じます、唯だ大阪の黄檗派慈雲山瑞龍禪寺開基、鐵眼和尚が、寛文、延寶、天和の年間に、大藏經開收の勸財金をば、初めに疫病流行に之を施與し、後には二度の飢饉に貧民に施して了つた、第三度目の勸化銀を以て一切經を翻刻することが出来たことは名高い話して、これは宗旨は違ふが法華經を活讀した者といふても過言で無からうと思ふが如何でまか。あつた。

盲人杉山和一は、五代將軍に仕へて功勞が有つたので、或時將軍より汝の所望する所の物を與へるから申せと言はれた時に、私は「一ツ目」が欲しいと答へた、依て本所一ツ目の邸を賜はり、これより盲人音曲の外、管針術を以て世を渡る事を許され、盲人生活を爲す者が爾來多くなつた、所謂盲人救濟である。

八代將軍吉宗公は養生所を設け、醫療救濟も行つた、鳩居堂の先祖の飢饉救濟、濱口儀兵衛の細民救濟と自費架橋は篤志家として有名でありました、島津齊彬公の事平倉も又有名なるものである。

西郷隆盛が、請せられて沖永良部島にあるや、時の與人士持政照に書を與へ、此の島や藩廳を去ること三百餘里、風濤險惡にして且之れに堪ゆるの大船なし、一歳凶歉の事あらば、何を以てか窮民を救はん、之に備ふるの策洵に肝要なりとの旨を以てし、朱子社會の制を説きましたところが、政照大に感服し、其の劃策を爲したる結果、明治廿八年に至り分配の論が起りまして、大部分を分けました時に、尙、金五千有餘圓、粗二百十數石あつたといふ事である、西郷は唯だ大人物で、うすボンヤリの如くに思ひますが、偉人だけに非凡な着眼あるものと思はれます、斯る民心に盡力する慈悲が深かりし故なればこそ、あれ丈の事業が出来たのであります。

實政已後に就いては、僧智隆と法道の二人が、處は違ひますが、隨賂の弊風を止めし事に與つて力あつた

三浦梅園の慈善無盡講と、一村の共濟も又有名なものであります、上杉治憲公、前田松雲公の賑恤も共に相匹敵すべき名高いもの、又紀州の治定と、細川重賢の二侯は、紀州の麒麟、肥後の鳳凰と稱せられたる名君で、凶荒豫備や其他民政に心を用ひられた人である、津輕信明侯も亦上杉治憲侯に續く有名なる方で、賑恤救濟に盡力した。

學者としては、貝原益軒、中井竹山、佐藤一齊、伊能忠敬、管茶山等は、寛政頃迄に出た人々で、何れも慈善救濟に盡された人々である。

次に述べたきは、寛政の治と稱せられたる主人公、白川樂翁定信公の事蹟である、凶荒の爲めに備へんとて、江戸に義倉を設け、人足寄場の制を設け、天明の飢饉に大に名を揚げられた方である、又所會所なるものを建てた、其餘慶が東京市養育院の基金と爲つたのである。

團體救濟を以て有名なるは、二宮尊徳翁で、工事前救濟で名あるは、我國農政學の鼻祖たる佐藤信淵である。

以上は、幕府時代の事であるが、明治に至つては、明治七年に救恤規則があり、其他罹災者救助基金法、軍人家族救助制度、感化法、精神病者看護法、行旅病人及死亡人取扱法などが出て居る位で、其他は民間任意の慈善に委する方針に爲つて居ります。

十 將來に對する希望

我國今日の状態は、随分と貧民も澤山に居ることであるが、未だ泰西諸國の如き救貧税を徵集する様な事には至つて居ない、此の現象は誠に目出度い事で、永久に斯くありたいと思ふ。

泰西諸國では、救貧、防貧の事に就きましては、始終研究を爲し、殊に英國の如きは、救貧法を改正しても此問題は常に當路者の頭腦を悩まして居るのです。

私は外遊した事が無いから、實地の事は知りませんが、聞く所に依れば、倫敦のイーストエンドと申す處や、ベルリンの或處の如き貧民窟へ參りますと、丸で盜人の寄合の如き有様で、普通の人が其邊を歩いて居

ようものなら、帽子でも外套でも皆持つて逃げてしまふ位だと申します。

此頃私も、細民窟を雪降りや雨天の時に……實はわざ／＼斯る日に出掛けませぬ、どうしても天氣の悪い時は細民が家に居るから、能く其の状態がわかりませぬ……諸所の細民窟を多く歩いて見ませぬが、概して穩なもので、西洋などの有様とは違ふようで、處に依りては追々に好い方に向いて行くのもありませぬ、又沈滞して居るのもありませぬ、活氣はあるが四圍の影響を受け面白からざるものもありませぬ。

そこで之を此の境遇より救ふ方法は種々の方面より詳細なる説明を要することであるが、先づ消費組合労働者紹介所等の設備を爲すと共に、地方より貧民が年々歳々流入し来るのを防ぐ等の事を爲すが宜い、但た教育や其他の少し位なことのみ任すべきものでないと思ひます。

聞く所によれば先祖代々の貧民もあるが、多くは地方より出て歸へられず止まる者があるのを申します。

而うして彼等をば精神から、自尊自重の念を起させて、發奮勤勉せしむることも必要で此の點は殊に諸君の御注意を願ひたいのであります。

十一 日蓮主義と救濟事業の將來

現今我國佛教徒の有様を観せると、昨今は、社會事業に段々と力を入れる様になつて、殊に本宗に於ても、京都の中村寛澄氏の子守學校や、身延の深敬病院や柴谷龍寛氏の越中富山に於ける孤兒院と感化院などもありませぬ、深敬病院の如きも好成績と申すことで、御互に悦ばしい事でありませぬ。

然し斯る二三の人の事業より外に無いと云ふ事は、頗る心細い次第でありませぬから、將來は、我宗門の僧侶方も、檀信徒の方も共に相輔けて、大に宗是的に發展して頂きたい。

前にも申した通り、日蓮上人の御在世は、當年の國家の状態が、根本慈悲を主張せしめ、大義名分を絶叫せしめ、且つは一時に蠲集し來れる無量の迫害に身の置き處も無い位であつたのだから、上人の各方面に於

是れに對しては、將來地方改良の方面より土着の方法を執るが一の手段と思ひます。

然し兎に角、三疊か四疊の長屋に窮屈ながらも、夫婦親子團欒することの出来るのも、外國に比ぶれば、幾分か好き方で、中には小さな木賃宿に三十人も宿泊する所を見ましたが、能く住んで居るものだと思ひました、そうかと思ひば極貧家でありながら能道理の分つてる母親の事を二葉幼稚園から聞いた、これらけ泥中の蓮とも稱すべきである。

中には細民と申しても随分意氣地の張つた者もある、救世軍などがやつて來て施與をするのを、時に依ると此の施與を受けるのを好む者があるといふ事です、斯る細民にも外國の耶穌教徒からは賞はぬといふ義から言へば、佛性があるからだと思ひます、吾々日蓮主義から考察する時は、貧民を救濟する事と同時に、彼等の中にも秘んで居る所の、佛性を開發して益々其品性を向上せしめ、一面には其人格を尊重してやつて、

ける大理想は、悉く發揮することを得なかつたが、今日には信教自由の大憲も敷かれ、日蓮主義の宣傳は、眞に自由である、上人が「鳥は啼けども涙いでず、日蓮は泣かねども涙ひまなし」との大慈悲の涙は、將來大に細民救濟の事業にも溼がるべきものである。

上人が我國の建國の大精神を發揮せんとの考へと、佛教興隆の赤心より發したる、大義名分論は、現今に於ては、貧富の懸障を調和し救濟すべき救貧事業となるも、是れ亦活ける日蓮主義の應用であらう、立正安國の大道は、現下に横はれる幾多の社會問題に對して實際的の應用を試み、明治式の活ける立正安國を實現すべきである、絶對の慈悲、根本の慈悲は、一國の精神を改造し名教を維持するの大菩薩行であるから、どこ迄も主張せねばならぬが、相對慈悲たる救濟事業の上には法華經の根本義が加つて、一世に大活躍を試むるならば、それこそ鳥の雙翼といはんか、又は鬼に鐵棒とも申すべきであらませう。

日蓮主義を奉ずる人の中に、法華經は、絶對的の大

善を興へるものなれば、世間の慈善の如き枝葉の事は顧みる違が無いなぞと云ふものもあるが、若しも相對善を離れたる絶待善ならば、其れは上人の主張した眞の絶對善でない。

元來細民救済の慈善事業の如きは、其の根本は金の問題でなく、慈悲の問題である、如何に巨萬の富を爲し出金するとしても、心に慈悲の觀念が無いならば、虚榮の爲めにするか、又は偽善である、先づ以て日蓮主義の人々には、世の爲め民の爲めに、大に慈悲心を喚び起し、そして世の富豪や又は心なき人々の精神を鞭打つて、法華經法師品に「如來の室とは大慈悲是れなり」とある如く、世の飢に泣き病に苦んで居る同胞に對して、大に同情を表し、慈悲を行する所の如來心を起さして貰いたい、是れが恐くは上人の御精神であると思ふ。

それから又、日蓮主義者たる者は、法華經を傳道し救世の大導師を以て任するのであるから、自ら進んで慈善事業を盛んに研究し着手もし、日本佛教界の爲め

報道

○妙教婦人會

第二回例會は三月十六日その本部に於て開催せられたり、會員の新人者夥しく既に百名以上、當日石川井村の兩氏の講話を終へて本多大僧正の「人」してふ風下に御講演あり、參聽者何れも嬉々法悦の境界に逍遙するが如くなりし。

○品川正法護持會

本會も近來非常の大發展を現はし、毎回參聽者増加し、三月八日は妙國寺に於て、同十二日は妙國寺に、同十八日は妙蓮寺に、同二十七日は本光寺に、高山、石川、笹川諸師の講演ありき。

○乾龍文庫

千葉縣東金町本新寺には、古來宗門の碩學乾龍日乘上人の藏書ありしが、今回同寺住職森川寛行師は、時運に鑑みたる所あり、普く人文の發達に貢獻せんとし、これを開放し一般の從覽に供するを目的とし、乾龍文庫を設立

に大なる警醒となり鼓吹者となり折伏者となりて、慈悲爲本の本面目を顯はして頼りたい、而うして又斯る細民救済の事業の如きに至つては、他の人々を指導して共に手を携へても國家民生の爲めに盡してもらいたい、是れが亦實に上人の大慈悲行の理想を發揮する所以であつて、上人が如説修行抄に示されたる「今生には不祥の災難を拂ひ長生の術を得云云」との平和悠々たる安樂世界を、此の國土に實現する方法であると信じています。

甚だ亂雜な講演で、さぞ御聞き苦しかつたであります、此の段は偏に御詫びを致します。(完)



せられたるが、非常の好評を博し、世の善志者より種々寄附者もあり、寫學の士に便宜と指導を與ふる事は、今此に贅するまでもなし記者は、森川師の此の舉に奮勵せられつゝあるに、多大の敬意を拂ふものなり。

○關西方面の大活動

三月廿七日より向ふ七日間岡山市本行寺主龍の下に、講習會あり、四月十一日より向ふ三日間本山妙蓮寺に大法要あり、其他姫路市に和氣町に、豊橋市に且に名古屋市には大傳道ある由、右に付本多大僧正には統帥のために三月廿一日午後七時四十分品川發の列車にて西下遊ばせられたり。

○千葉縣布教師會

一昨歲同會組織せられてより教義の擴張に社會風紀の改善に各區布教師は異體同心其の活動華々しからずと雖も實に於て多大の効果を奏しつゝあるは縣下諸者の認むる處なるが既に縣下に監督布教師の任命せらるゝ以上は本會の存続を以て有効なりとするが而も亦た其の活動發展の方法如何に付き同中村會長は本月十四日同會の總會を開き一大討論を爲せるが各區布教師は本會存続に勿論進んで團體を強堅にするは勿論布教法を改善し教線を擴張する事、縣下教

區を二分し相互交換布教を致す事、昨日監督布教師と交渉する事、右委員成島龜崎二教師を推定し同日寺用滞在の野口布教師に交渉開始せし由、縣下布教師が永き睡眠より覺醒し其の所在教區の布教は勿論現時の經濟情態を以てして進んで教團の爲め聯合大活動を爲しつゝあるは驚喜すべきなり。

○縣下管事會開會

本月十四日中村井上兩管事の發意により縣下管事會は布教師會と共に開かれ宗制改正によれる登山僧提出及組合教區の協定出發方法、本縣監獄亡囚墓地移轉の賛否等を協定し其他條件に對し意見の交換等あり時機に適せる好會合なりし。

左に天台宗の機關誌に掲載せられたるもの又以て現代天台の風潮を窺ふに足る、その要點を摘録して讀者の一察に供す

○宗教は信仰を以て基礎となしなればなるまい他に信仰を起さすには必ず目的とすべき本尊なかるべからず安心なかるべからず、本尊と安心とは互に一致せざるべからざることと思ふ。我日本天台としての本尊は何を以て本尊と定めたらまらうと云ふに、或は已心本尊を立つるもあり或は心具本尊を云ふものもあるソレハ理想的の本尊で善く衆生に對して

信仰を起すと云ふ上に於ては甚だしい失誤
 事相の本尊を見出さなければならぬ。余
 考ふるに延暦七年我宗祖大師が一乘止觀院即
 ち根本中堂を建立し、樂師如來を安置して、
 圓宗弘通の本尊と定め、永く鎮國の道場とせ
 られてある。是れ宗祖の定め玉ひし本尊は宗
 祖の信仰より起れる本尊であらうとすれば
 宗徒は宗祖の本尊に依りて信仰を堅めれば
 なるまい。然るに宗徒の本尊には釋迦あり彌陀
 あり、樂師あり、觀音ありて其の數種々無量
 である、斯様に千差萬別では宗徒は宗祖の遺
 法に背いて居るような感じがする、若し本尊
 にして一定しないときは各自の安心も千差萬
 別で一定しない、安心を一定にしようとする
 には先きに本尊を一定しなければならぬ、
 然らば宗祖の定めし本尊に依りて信仰を堅め
 ようと云ふには宗徒の本尊も樂師如來に一定
 せざるべからざるか、是れ研究すべき事であ
 る。

○本覺の法門が宗祖の心腑より出たが、將た
 他より傳承せられたかと云ふに、世に或を爲
 す者あり、滿蓮二師は均しく荆溪の門下に出
 づるも、其教義の解釋には自ら異なるものあ
 りと之に依りて宗祖は行滿より始覺の法門を
 傳へ、道遠よりは本覺の法門を傳へたとある

道遠和尚より傳へたとすれば、道遠は山家正
 統の第七祖である、此祖にして却て山外諸師
 の所唱と同じく真心觀を許して居るとすれば
 道遠は支那天台の異端者と云はなければなら
 ない、此師にして此説あるは頗る奇怪である
 ○法華一經に本迹の二門を分つてある、迹門
 は諸法實相を説くから之を理觀と立て、本門
 は久遠成道の事を説くから之を事觀と立て、
 ある。されども二門共に實相の理を説いて觀
 の情執を破して佛の知見に悟入せしむると云
 ふ外はないが、此本迹二門に就て支那でも既
 に議論があつたやうである。迹門の結歸する
 處は方便品の諸法實相で、本門の旨歸は壽量
 品の久遠實成である。此久遠修成の釋尊を、支
 那天台では事佛と列して報身と定めて、新古
 相對して歴史的に明すを本意として居る。日
 本天台では久遠の釋迦を本有無作の三身とし
 て萬有の總體を顯はすを極致として居る。法
 華一部を迹門の理觀に攝しやうと云ふのが支
 那天台の所立て、法華一部を本門の事觀に歸
 せやうとするのが日本天台の流義のやうに思
 はれる。一方は因心本具に重きを置き、一方
 は果地融通に重きを置く所から、一往衝突す
 るやうなれども、唯だ因を主とするか果を主
 とするかの違ひで、全然水火相容ざる如きも

のてない。メコで我が宗祖の信仰より起れ
 る樂師本尊はもと「法華壽量品」の三佛一體と
 云ふ意から出たと云ふてある、とすれば樂師
 如來がこれ法華の教主とも見られる、先づ壽
 量品久遠實成の佛をたしかめ置かなければなら
 ぬまい支那天台流では報身事佛を取つて居る
 日本天台流では本有無作の三身を取つて居る
 樂師本尊を研究しやうとするには壽量品の立
 脚地から定めて置かなければならぬ。慈覺
 大師は法華の教主を定めるに釋迦、彌陀、樂
 師の三尊を正像、末の三時にかけて取つて居
 られる、兎に角天台の徒は研究すべきもので
 あらう。



廣 告

會津妙法寺本堂再建寄附金申込廣告(第九回)

金參圓也	京都	近津	ステ
金參圓也	京都	木崎	音吉
金參圓也	京都	西村	左衛門
金參圓也	京都	大崎	右衛門
金貳圓也	全	山形	重太郎
金貳圓也	全	星野	保子
金貳圓也	全	上村	平太郎
金貳圓也	全	倉富	治三郎
金貳圓也	全	三宅	峰尾
金貳圓也	全	米田	梅次郎
金貳圓也	全	大橋	松次郎
金貳圓也	全	高橋	アエ
金貳圓也	全	村上	ウノ
金壹圓也	全	森	義親
金壹圓也	全	中野	若次郎
金壹圓也	全	中	野某
金壹圓也	全	妙	泉寺
金壹圓也	全	實	教院

金五拾錢	全	大坂市	備後町	証量院
金五圓也	全	赤地	光精	
金貳圓也	全	見付	妙寺内	紀野
金貳圓也	全	第拾貳	教區	清水
金貳圓也	全	全妙隆	寺住職	野中
金貳圓也	全	全右		朝倉
金貳圓也	全	第拾七	教區	朝倉
金壹圓也	全	長久	寺住職	朝倉
金壹圓也	全	本覺	寺住職	朝倉
金壹圓也	全	全安立	寺住職	朝倉
金壹圓也	全	全本行	寺住職	朝倉
金壹圓也	全	第拾三	教區	朝倉
金壹圓也	全	本蓮	寺住職	朝倉
金壹圓也	全	全妙行	寺住職	朝倉
金壹圓也	全	全法導	寺住職	朝倉
金壹圓也	全	全六	教區	朝倉
金壹圓也	全	本圓	寺住職	朝倉
金壹圓也	全	全興善	寺住職	朝倉
金壹圓也	全	全長福	寺住職	朝倉
金壹圓也	全	全本龍	寺住職	朝倉

會津妙法寺本堂再建寄附金領收廣告(第三回)

金拾圓也	第一回	西村	會立
金四圓也	第二回	島本	順祐
金四圓也	第三回	栗原	目漢
金五圓六拾五錢	第四回	井上	日沖
金貳拾五錢	第五回	全	全
金貳拾五錢	第六回	全	全
金貳拾五錢	第七回	全	全
金貳拾五錢	第八回	全	全
金貳拾五錢	第九回	全	全

御注意

一御投稿は一行二十四字ノメ楷字に御認め相成度候
 一原稿は切は前月三拾日とす
 一寄稿は編輯會決定に依て掲載可致候
 一義務的廣告は拒絕致候公益慈善に關する件は相當の便宜を計り申可候
 以上

